

# 規制改革推進会議 農林ワーキング・グループご説明資料

---

平成30年10月30日

国土交通省 航空局 安全部



国土交通省

*Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism*

- 無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領において、一般則として、「飛行を予定している無人航空機の種類別に、10時間以上の飛行経歴を有すること」を要件として求めている。これは、無人航空機工業会の安全基準を参考に設定している。
- 自動操縦の機体を飛行させる場合でも、現行の機体は完全自律飛行には至っておらず、人の介入が少なからず求められることから、操作への習熟度合いに加え、経路設定、不具合対処、運航安全及び機体システムへの習熟度合いも担保するために求めている。
- 本要件を満たさない場合であっても、機体、操縦者、体制等とあわせて総合的に判断し、飛行の許可・承認を行っている。
- 今回の要望(飛行経歴10時間の要件の妥当性)については、農場で飛行させる者の実態(技量、事故率等)、製造メーカーの意見、無人航空機の自律レベルの技術進展等を踏まえて検討を進める。

# (参考)審査要領における、飛行経歴の要件

無人航空機を飛行させる者の飛行経歴、知識及び能力について、次に掲げる基準に適合すること。

(1)飛行を予定している無人航空機の種類(飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船のいずれか)別に、10時間以上の飛行経歴を有すること。

(2)次に掲げる知識を有すること。

a)航空法関係法令に関する知識(無人航空機に関する事項)

b)安全飛行に関する知識

・飛行ルール(飛行の禁止空域、飛行の方法)

・気象に関する知識

・無人航空機の安全機能(フェールセーフ機能 等)

・取扱説明書に記載された日常点検項目

・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書に記載された日常点検項目

・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

・飛行形態に応じた追加基準

(3)飛行させる無人航空機について、次に掲げる能力を有すること。

a)飛行前に、次に掲げる確認が行えること。

・周囲の安全確認(第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等)

・燃料又はバッテリーの残量確認

・通信系統及び推進系統の作動確認

b)遠隔操作により飛行させることができる無人航空機の場合には、a)の能力に加えて、GPS(Global Positioning System)等による位置の安定機能を使用することなく、次に掲げる能力を有すること。

ア)安定した離陸及び着陸ができること。

イ)安定して次に掲げる飛行ができること。

・上昇

・一定位置、高度を維持したホバリング(回転翼航空機に限る。)

・ホバリング状態から機首の方向を90° 回転(回転翼航空機に限る。)

・前後移動

・水平方向の飛行(左右移動又は左右旋回)

・下降

c)自動操縦により飛行させることができる無人航空機の場合には、a)の能力に加えて、次に掲げる能力を有すること。

ア)自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。

イ)自動操縦システムによる飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。

なお、操作介入が遠隔操作による場合には、b)の能力を有すること。